

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書を提出して県民税利子割の還付が受けられるのは、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき地方税法第23条第1項第14号イに規定する利子等でその支払の際、租税条約（住民税についても適用がある場合に限り、）の我が国以外の締約国（以下「相手国」といいます。）の租税（みなし外国税額を含みます。）が課される場合で、かつ、その租税の額が還付される源泉所得税の額を超える場合に限り、ます。
- 2 この還付請求書には、所得税法の規定により徴収された所得税の額を証する書類及び支払の際に課される相手国の租税の額を証する書類のほか、地方税法の規定により徴収された県民税利子割の額を証する書類及び所得税の還付通知書の写しを添付して県民税利子割の特別徴収を行った金融機関等の営業所等を所管する県税事務所に提出してください。